

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成20年8月14日
【四半期会計期間】	第128期第1四半期（自平成20年4月1日至平成20年6月30日）
【会社名】	株式会社クラレ
【英訳名】	KURARAY CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 伊藤 文大
【本店の所在の場所】	岡山県倉敷市酒津1621番地
【電話番号】	倉敷422局0580番 （上記は登記上の本店所在地であり、実際の本店業務は下記において行っています。） 東京都千代田区大手町1丁目1番3号 東京6701局1200番
【事務連絡者氏名】	経理・財務本部 経理部長 藤原 純一
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区大手町1丁目1番3号
【電話番号】	東京6701局1074番
【事務連絡者氏名】	I R・広報室長 田中 光二
【縦覧に供する場所】	当社東京本社 （東京都千代田区大手町1丁目1番3号） 当社大阪本社 （大阪市北区梅田1丁目12番39号） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号） 株式会社大阪証券取引所 （大阪市中央区北浜1丁目8番16号）

（注） 当社東京本社及び当社大阪本社は法定の縦覧場所ではありませんが、投資家の便宜のため縦覧に供しています。

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第128期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第127期
会計期間	自平成20年 4月1日 至平成20年 6月30日	自平成19年 4月1日 至平成20年 3月31日
売上高(百万円)	99,950	417,601
経常利益(百万円)	11,228	42,817
四半期(当期)純利益(百万円)	6,535	25,554
純資産額(百万円)	341,581	344,833
総資産額(百万円)	482,352	490,365
1株当たり純資産額(円)	972.27	981.82
1株当たり四半期(当期)純利益金額(円)	18.77	72.15
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額(円)	18.73	71.99
自己資本比率(%)	70.2	69.7
営業活動による キャッシュ・フロー(百万円)	6,462	56,456
投資活動による キャッシュ・フロー(百万円)	11,060	45,217
財務活動による キャッシュ・フロー(百万円)	5,595	33,097
現金及び現金同等物の四半期末(期末)残高(百万円)	13,420	12,189
従業員数(人)	6,965	6,770

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)は含まれておりません。

2【事業の内容】

当第1四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社の異動についても特に記載すべき事項はありません。

3【関係会社の状況】

当第1四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成20年6月30日現在

従業員数（人）	6,965 (979)
---------	-------------

(注) 1. 従業員数は、就業人員数(当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。)であり、臨時従業員数は()内に当第1四半期連結会計期間の平均人員を外数で記載しています。

2. 臨時従業員には、季節工及びパートタイマーを含み、派遣社員を除いています。

(2) 提出会社の状況

平成20年6月30日現在

従業員数（人）	3,046
---------	-------

(注) 従業員数は、就業人員数（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）です。

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

当社グループの生産・販売品目は広範囲かつ多種多様であり、同種の製品であっても、その容量、構造、形式等は必ずしも一様ではなく、また受注生産形態をとらない製品が多く、事業の種類別セグメントごとに生産規模及び受注規模を金額あるいは数量で示すことはしていません。

このため生産、受注及び販売の状況については、「3. 財政状態及び経営成績の分析」における各事業の種類別セグメントの業績に関連付けて示しています。

2【経営上の重要な契約等】

(吸収分割)

クラレトレーディング株式会社(当社100%子会社)との吸収分割契約

会社分割の概要は次のとおりです。

(1) 会社分割の目的

グループ全体の業務効率向上と競争力強化のため、クラレトレーディング株式会社が行っているPET(ポリエチレンテレフタレート)樹脂事業を当社に吸収分割

(2) 会社分割の方法

クラレトレーディング株式会社を分割会社とし、当社を分割承継会社とする吸収分割(分割会社は会社法第784条第1項による略式分割、当社は会社法第796条第3項による簡易分割)

(3) 分割の期日

平成20年7月1日

(4) 分割の対価および資本金等の増減

分割会社は当社100%子会社であるため、分割に際して、当社は分割会社に対して株式・金銭その他の分割対価を交付していません。

なお、本分割による当社および分割会社の資本金等の増減はありません。

(5) 分割する資産、負債の状況(平成20年7月1日現在)

資産	金額(百万円)	負債	金額(百万円)
流動資産	234	流動負債	157
固定資産	-	固定負債	-
合計	234	合計	157

3【財政状態及び経営成績の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社グループ(当社および連結子会社)が判断したものです。また、当年度は四半期報告制度の導入初年度であるため、「(1)業績の状況」および「(3)キャッシュ・フローの状況」において比較、分析に用いた前年同期数値は、独立監査人による四半期レビューを受けておりません。

(1) 業績の状況

当第1四半期連結会計期間の経営環境は米国の金融市場の混乱に加え、原油をはじめとする資源価格の高騰によるインフレの兆候が現れるなど世界経済の減速懸念が強まりました。当社におきましても、原燃料価格高騰により収益が圧迫されるなど厳しい状況でしたが、製品の高付加価値化、価格改定やコストダウン等の対応策にグループ全体を挙げて取り組みました。

これらの結果、当第1四半期連結会計期間の売上高は99,950百万円(前年同期比0.9%減)、営業利益は11,666百万円(同5.1%減)、経常利益は11,228百万円(同6.8%減)、四半期純利益は6,535百万円(同14.4%減)と減収・減益となりました。前年同期と比較した事業別、所在地別の状況は以下の通りです。

事業の種類別セグメント

a. 化成品・樹脂事業

化成品・樹脂事業の売上高は61,823百万円（前年同期比6.9%増）、営業利益は12,763百万円（同12.1%増）となりました。

- ・ ポパール関連では、光学用ポパールフィルムが大型TV、モニター等液晶ディスプレイの需要増により、売上を拡大しました。ポパール樹脂は需要が堅調に拡大し、PVBフィルムは欧州での建築用途が順調に推移し売上を伸ばしました。
- ・ EVOH樹脂<エパール>は、米国での自動車用途の需要が減退していますが、食品包装用途は欧米、アジアともに堅調で、売上を伸ばしました。
- ・ メタクリル樹脂は、シートが看板・ディスプレイ用途等で需要が弱いものの、ペレットは導光体用途で堅調に推移しました。
- ・ イソブレン関連では、熱可塑性エラストマー<セプトン>は堅調な需要により数量を伸ばしました。特殊化学品は引き続き堅調に推移しましたが、ファインケミカルは一部香料の生産停止の影響もあり減収となりました。

b. 繊維事業

繊維事業の売上高は23,804百万円（前年同期比7.3%減）営業利益は1,344百万円（同31.9%減）となりました。

- ・ ビニロンはアスベスト代替のFRC（セメント補強材）用途の海外需要が堅調に推移したものの国内需要が低迷しました。
- ・ 人工皮革<クラリーノ>は軽工品が堅調に推移したものの、靴用途が引き続き伸び悩みました。
- ・ 不織布は飲食店向けふきん等、面ファスナーは工業資材向けが低調でした。
- ・ ポリエステルはユニフォーム等が低調でした。

c. 機能材料・メディカル他の事業

機能材料・メディカル他の事業の売上高は14,322百万円（前年同期比17.4%減）営業利益は1,099百万円（同49.2%減）となりました。

- ・ メディカルは、歯科材料が国内、海外で売上を伸ばしました。透析事業は昨年10月をもって旭化成クラレメディカル株式会社に移管されました。
- ・ 機能材料は、耐熱性ポリアミド樹脂<ジェネスタ>は売上高は前年同期並にとどまりました。なお、本年6月に鹿島事業所で進めてきた新生産設備（年産5,500トン）が完成しました。その他の関連事業はエンジニアリング事業の外部工事の減を主因として低調でした。

なお、消去または全社に含めた配賦不能営業費用は397百万円増の3,586百万円となりました。

所在地別セグメント

a. 日本

光学用ポパールフィルム、<エパール>、<セプトン>等は需要増により売上を拡大しましたが、繊維事業が景気低迷の影響を受けました。またエンジニアリング事業は外部工事の受注が減少しました。その結果、売上高は66,111百万円と減収となりました。

b. 北米

<エパール>、歯科材料は販売数量を伸ばしましたが、<クラリーノ>、<セプトン>は販売が低調でした。加えてドル安・円高の影響を受け円換算ベースの売上が減少しました。この結果、売上高は7,620百万円と減収となりました。

c. 欧州

建築用途のPVBフィルムや、ポパール樹脂、<エパール>の食品包装用途が堅調に推移しました。この結果、売上高は20,642百万円と増収となりました。

d. アジア

ポパールアジア（現クラレアジアパシフィック）の100%子会社化に伴い、ポパール樹脂の販売数量を伸ばしました。この結果、売上高は5,576百万円と増収となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第1四半期連結会計期間におけるキャッシュ・フローは、営業活動によるキャッシュ・フローが6,462百万円、投資活動によるキャッシュ・フローが11,060百万円および財務活動によるキャッシュ・フローが5,595百万円で、当第1四半期連結会計期間末の現金及び現金同等物の残高は、前連結会計年度末より1,231百万円増加して13,420百万円となりました。

営業・投資・財務による各々のキャッシュ・フローの主な内容は次の通りです。

a. 営業活動によるキャッシュ・フロー

税金等調整前当四半期純利益10,863百万円および減価償却費8,264百万円などの収入に対し、法人税等の支払8,109百万円などの支出で、営業活動によるキャッシュ・フローは6,462百万円の収入となりました。前年同期比では2,182百万円収入が増加しました。

b. 投資活動によるキャッシュ・フロー

有価証券及び投資有価証券の売却及び償還1,071百万円の収入に対し、有形及び無形固定資産の取得9,909百万円、投資有価証券の取得2,413百万円などの支出で、投資活動によるキャッシュ・フローは11,060百万円の支出となりました。前年同期比では5,674百万円支出が増加しました。

c. 財務活動によるキャッシュ・フロー

短期借入金2,221百万円、長期借入金4,369百万円、コマーシャル・ペーパーの発行3,000百万円などの収入に対し、配当金の支払額3,830百万円などの支出で、財務活動によるキャッシュ・フローは5,595百万円の収入となりました。前年同期比では18,459百万円収入が増加しました。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結会計期間において当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第127条各号に掲げる事項）は次のとおりです。

（株式会社の支配に関する基本方針および不適切な支配の防止のための取り組み）

a. 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

昨今、企業買収の対象となる会社の経営陣と十分な協議や合意のプロセスを経ることなく、いわば敵対的に、突如として株式の大量買付けを強行する動きが顕在化しています。もとより、当社は、このような敵対的な株式の大量買付けであっても、その具体的な条件・方法等によっては、当社の企業価値・株主共同の利益の向上に資する場合もあると認識しております。そして、当社が資本市場に公開された株式会社である以上、当社の株式の買付提案に応じるべきか否かの判断は、最終的には、個々の株主の皆様によってなされるべきであると考えております。

しかしながら、上記のような一方的な株式の大量買付けの中には、株主の皆様に対して当該大量買付けに関する十分な情報が提供されず株主の皆様が株式の売却を事実上強要するおそれがあるものや、株主の皆様が当該大量買付けの条件・方法等の検討を行ったり、当社取締役会が代替案の提案等を行うための十分な時間が確保されないもの、その他真摯に合理的な経営を行う意思が認められないものなど当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なう株式の大量買付けもないとはいえません。

当社といたしましては、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業理念、当社の企業価値の様々な源泉および当社を支える各利害関係者との信頼関係を十分に理解した上で、当社の企業価値・株主共同の利益を中長期的に確保・向上させることを真摯に目指す者でなければならないと考えております。したがって、上記のような当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうおそれのある株式の大量買付けを行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

b. 基本方針の実現に資する取り組み

当社は、企業価値を安定的かつ持続的に向上させていくことこそが株主共同の利益の向上のために最優先されるべき課題であると考え、以下のような事項をはじめ当社の企業価値・株主共同の利益の向上のための様々な取り組みを行ってまいりました。当社の企業価値・株主共同の利益を向上させ、それを当社の株式の価値に適正に反映させることにより、上記のような当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうおそれのある株式の大量買付けは困難になるものと考えられ、これらの取り組みは上記 a. の基本方針に資するものであると考えております。

中期経営計画に沿った事業の強化・拡大

当社は、平成18年度より、当社グループが長期的に目指す方向性を示した「10年企業ビジョン」を掲げ、これに向けた3カ年の実行計画である中期経営計画「GS-21」を開始しました。この計画は、「10年企業ビジョン」実現への基盤を築くことを目指しており、以下の経営課題に取り組んでおります。なお、「GS-21」の諸施策の詳細については、当社の平成18年3月16日付のニュースリリースをご参照ください。（<http://www.kuraray.co.jp/release/2006/pdf/060316.pdf>）

- () コア事業（基幹素材事業）の質的向上とグローバルな拡大
世界的競争力を有するコア事業（酢酸ビニル系、イソプレン系、人工皮革等）において、加工技術を含めた多様な技術革新を通じて競争力の質的向上を図り、グローバル市場の拡大によって成長を加速します。
- () 新成長領域（光学・自動車・エネルギー分野等）の拡大に向けた経営資源の重点投入
前中期経営計画「G-21」（平成13年度～平成17年度）によって足掛かりを得た光学・自動車・エネルギー分野等の新成長領域の拡大に向けて、経営資源を重点的に投入します。
- () 競争劣位にある事業・製品の再編整理
すべての事業・製品の収益力強化を目指し、競争劣位にある事業・製品については再編整理を進めます。
- () グローバル企業としての経営体制の確立
グローバルな事業展開をサポートするため、経営体制の質的向上を図ります。

これらにより、「GS-21」の最終年度である平成20年度は、売上高4,500億円以上、営業利益500億円以上、ROA 9%以上、ROE 7%以上の達成を目指しております。

コーポレート・ガバナンス体制の構築

当社は、経営の効率性と公正性を確保する効果的なコーポレート・ガバナンス体制の構築により、多様な利害関係者との適切な関係を維持し、社会に対する責任を果たすことが、長期的・持続的に企業価値・株主共同の利益を向上させ、上記a.の基本方針の実現に資するものと考えます。当社は、この認識のもとに、以下のとおりのコーポレート・ガバナンス体制を構築しています。

() 取締役および業務執行機関

当社は、機動的な経営の意思決定を図るため取締役の定員を10名以内と定め、また株主に対する責任を明確化するためその任期を1年としています。さらに、業績連動型報酬制度、ストックオプション制度を導入し、取締役の株主利益向上へのインセンティブを高めています。

また、当社は、取締役としての経営意思決定・監督の責任と、業務執行上の責任とを明確に分離するため、執行役員制を導入しています。執行役員（任期1年）はカンパニー、事業部および主要職能組織の長の職位に就き、執行責任と業績に対する結果責任を負います。

() 監査役

当社の監査役は5名とし、このうち3名は独立した社外監査役としています。

() 経営諮問会議

当社は、社長の業務執行に対して、法令遵守、株主権保護、経営の透明性確保の視点から助言することを職務とする経営諮問会議を設置しています。

経営諮問会議の常任メンバーは5名とし、うち1名（議長）は当社社長経験者、4名は企業経営や企業法務に豊富な経験を持つ社外有識者としています。同会議は、定期的に重要な経営方針や経営課題、社長の進退、後継者候補の選定、社長の報酬等に関し、社長に対して助言を行っています。

さらに、当社は、経営の意思決定・監督機能と業務執行機能との分担をより明確にするため、平成20年6月19日開催の当社第127回定時株主総会の日をもって、（ア）社外取締役の導入、（イ）取締役の役位のうち、専務・常務の廃止、（ウ）執行役員の役位として専務執行役員、常務執行役員、執行役員の設置を行いました。これによりさらなるコーポレート・ガバナンス体制の強化を図ってまいります。

c. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み

当社は、平成19年4月26日開催の取締役会において、平成19年6月20日開催の当社第126回定時株主総会において出席株主の皆様の議決権の過半数のご賛同を得て承認可決されることを条件として、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上のための取り組みとして、当社に対する濫用的な買収等を未然に防止するため、おおむね以下のとおり、当社の株式の大量買付行為に関する対応策（以下「本プラン」といいます。）の導入を決定し、また、本プランは、上記当社定時株主総会において、出席株主の皆様の議決権の過半数のご賛同を得て承認可決いただきました。なお、本プランは、上記取締役会において全取締役の賛成により決定されたものですが、当該取締役会には、社外監査役3名を含む当社監査役全員が出席し、いずれの監査役も、本プランに賛成する旨の意見を述べました。本プラン

ンの詳細については、当社のウェブサイトをご参照ください。（http://www.kuraray.co.jp/release/2007/pdf/070426_01.pdf）

対抗措置発動の対象となる大量買付行為

本プランは、当社が発行者である株券等について、（ ）保有者の株券等保有割合の合計が20%以上となる買付け、もしくは、（ ）公開買付けに係る株券等の株券等所有割合およびその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付けに該当する行為、または、これらに類似する行為（以下「大量買付行為」といいます。）を対象とします。

大量買付者に対する情報提供の要求

（ ）意向表明書の提出

買付者および買付提案者（以下あわせて「大量買付者」といいます。）が大量買付行為を行う場合には、まず、その実施に先立ち、当社に対して、本プランに定められた手続き（以下「大量買付ルール」といいます。）を遵守する旨の誓約、大量買付者の概要その他一定の事項を記載した意向表明書を提出していただきます。

（ ）大量買付情報の提供

当社取締役会は、上記（ ）の意向表明書受領後10営業日以内に、大量買付者に対し、大量買付行為の目的、方法および内容等の大量買付者に提供していただくべき情報を記載したリストを発送します。大量買付者には、当社取締役会に対して、かかるリストに従って、大量買付行為に対する当社の株主の皆様のご判断および当社取締役会の評価・検討等のために必要かつ十分な情報（以下「大量買付情報」といいます。）を提供していただきます。

なお、意向表明書が提出された事実および大量買付者から提供された情報については、株主の皆様のご判断のために必要であると認められる場合には、当社取締役会が適切と判断する時点で、その全部または一部を開示します。

また、当社取締役会は、大量買付者による大量買付情報の提供が完了したと客観的に合理的に判断する場合には、その旨を大量買付者に対して通知（以下「情報提供完了通知」といいます。）するとともに、速やかに株主の皆様に公表します。

取締役会評価期間の設定等

当社取締役会は、情報提供完了通知を行った後、当社取締役会による大量買付情報の評価・検討等を行うための期間として、60日（対価を現金（円貨）のみとする当社の株券等のすべてを対象とする公開買付けによる大量買付行為の場合）または90日（その他の大量買付行為の場合）の期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）（なお、当社取締役会は、やむを得ない事由がある場合には、この期間を最長30日間延長することができます。）を設定します。大量買付者は、この取締役会評価期間が経過した後にのみ、大量買付行為を開始できるものとします。

当社取締役会は、取締役会評価期間内において、必要に応じて外部専門家の助言を得ながら、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、大量買付行為に関する意見を慎重にとりまとめ、その内容を大量買付者に通知するとともに、適時かつ適切に株主の皆様に公表します。また、当社取締役会は、必要に応じて、当該大量買付者との間で大量買付行為の条件・方法について協議・交渉するとともに、株主の皆様に代替案の提示を行います。

大量買付行為がなされた場合の対応方針

大量買付者が大量買付ルールに従わずに大量買付行為を行いまたは行おうとする場合には、具体的な大量買付行為の条件・方法等の如何を問わず、当社取締役会は、当該大量買付行為を当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なう敵対的買収行為とみなし、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させるために必要かつ相当な対抗措置を講じることができるものとします。

これに対して、大量買付者が大量買付ルールに従って大量買付行為を行いまたは行おうとする場合には、当社取締役会が仮に当該大量買付行為に対して反対であったとしても、原則として、当該大量買付行為に対する対抗措置は講じません。ただし、当該大量買付行為が、いわゆるグリーンメイラーによるものと判断される場合、大量買付者の提案する当社の株券等の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収等の、株主の皆様の判断の機会または自由を制約し、事実上、株主の皆様に当社の株券等の売却を強要するおそれがあると判断される場合等、当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものであると認められる場合には、当社取締役会は、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させるために必要かつ相当な対抗措置を講じることがあります。

対抗措置の内容

当社取締役会は、本プランにおける対抗措置として、新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の無償割当てを行うこととします。なお、当社が大量買付行為に対する対抗措置として本新株予約権の無償割当てを行う場合には、株主の皆様に対し、その所有する当社の普通株式1株につき1個の割合で本新株予約権の無償割当てをします。そして、本新株予約権については、当社の株券等の大量買付者等は非適格者として行使することができない旨の差別的行使条件を定めることを予定しております。また、当社は、上記非適格者以外の株主の皆様が所有する本新株予約権を取得し、これと引き替えに本新株予約権1個につき当社の普通株式1株を交付することができる旨の差別的取得条項を定めることを予定しております。

本プランの合理性および公正性を担保するための仕組みについて

() 特別委員会の設置および諮問等の手続

当社は、大量買付行為に対して対抗措置を講じるか否かについて、当社取締役会による判断の合理性および公正性を担保するため、当社取締役会から独立した組織として特別委員会を設置しております。特別委員会の委員は、3名以上とし、社外監査役、弁護士、税理士、公認会計士、学識経験者、投資銀行業務に精通している者および他社の取締役または執行役として経験のある社外者等の中から選任されるものとします。

当社取締役会が対抗措置を発動する場合には、対抗措置の発動に先立ち、特別委員会に対して対抗措置の発動の是非について諮問します。特別委員会は、この諮問に基づき、必要に応じて外部専門家等の助言を得ながら、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非について勧告を行います。当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断に際して、特別委員会による勧告を最大限尊重するものとします。

また、当社取締役会は、特別委員会に対する上記諮問のほか、必要に応じて外部専門家等の助言を得ながら、対抗措置の発動の是非を判断するものとします。

なお、当社取締役会は、大量買付者から提供された情報が大量買付情報として必要かつ十分であるかについて疑義がある場合、株主の皆様に対して当社取締役会が代替案を提示する場合、その他当社取締役会が必要と認める場合には、任意に特別委員会に対して諮問することができるものとし、かかる諮問がなされたときは、特別委員会は、必要に応じて外部専門家等の助言を得ながら、当該諮問に係る事項につき検討し、当社取締役会に対して勧告を行います。当社取締役会は、かかる特別委員会の勧告についても最大限尊重するものとします。

また、当社取締役会が、上記の取締役会評価期間の延長を決議するに当たっては、当社取締役会は、当該期間延長および延長される期間の是非について、あらかじめ特別委員会に対して諮問するものとし、特別委員会は、この諮問に基づき、必要に応じて外部専門家等の助言を得ながら、当社取締役会に対して当該期間延長および延長される期間の是非について勧告を行います。当社取締役会は、取締役会評価期間を延長するかおよび延長される期間の判断に際して、特別委員会による勧告を最大限尊重するものとします。

() 本プランの有効期間ならびに継続、廃止および変更についての株主の皆様の意思の尊重

本プランは、平成19年6月20日開催の当社第126回定時株主総会において、出席株主の皆様の議決権の過半数のご賛同を得て承認可決いただきました。

そして、本プランの有効期間は、平成21年に開催される当社定時株主総会の終結後最初に開催される取締役会の終結時までとします。

なお、かかる有効期間の満了前であっても、(ア)当社株主総会において本プランを廃止する旨の議案が承認された場合または(イ)当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

また、当社は、基本方針に反しない範囲、または、会社法、金融商品取引法その他の法令もしくは金融商品取引所の有価証券上場規程の変更もしくは解釈・運用の変更または税制、裁判例等の変更により合理的に必要と認められる範囲で、特別委員会の承認を得た上、本プランを変更することがあります。

なお、当社は、本プランが廃止または変更された場合には、当該廃止または変更の事実および変更の場合には変更内容その他当社取締役会が適切と認める事項について、適用ある法令および証券取引所規則に従って速やかに情報開示を行います。

株主および投資家の皆様への影響

() 本プランの導入時に株主および投資家の皆様にご与える影響

本プランの導入時には、本新株予約権の無償割当て自体は行われません。したがって、本プランがその導入時に株主および投資家の皆様の有する当社の株式に係る法的権利および経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることはありません。

() 本新株予約権の無償割当て時に株主および投資家の皆様にご与える影響

当社取締役会が対抗措置の発動を決定し、本新株予約権の無償割当て決議を行った場合には、別途定められる基準日における最終の株主名簿または実質株主名簿に記載または記録された株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき1個の割合で、本新株予約権が無償にて割り当てられます。このような対抗措置の仕組み上、本新株予約権の無償割当て時においても、株主および投資家の皆様が保有する当社の株式1株当たりの経済的価値の希釈化は生じるものの、保有する当社の株式全体の経済的価値の希釈化は生じず、また当社の株式1株当たりの議決権の希釈化は生じないことから、株主および投資家の皆様の有する当社の株式全体に係る法的権利および経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

なお、当社取締役会が、対抗措置として本新株予約権の無償割当ての決議をした場合であっても、当社取締役会が対抗措置の中止または撤回を決定した場合には、株主および投資家の皆様が保有する当社の株式1株当たりの経済的価値の希釈化も生じないことになるため、当社の株式1株当たりの経済的価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により損害を被る可能性がある点にご留意ください。

また、本新株予約権の行使または取得に関して差別的条件を付す場合には、当該行使または取得に際して、大量買付者等の法的権利等に希釈化が生じることが想定されますが、この場合であっても、大量買付者等以外の株主およ

び投資家の皆様の有する当社の株式全体に係る法的権利および経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

d. 上記b.の取り組みについての取締役会の判断

当社は、企業価値を安定的かつ持続的に向上させていくことこそが株主共同の利益の向上のために最優先されるべき課題であると考え、当社の企業価値・株主共同の利益の向上を目的に、上記b.の取り組みを行っております。これらの取り組みの実施を通じて、当社の企業価値・株主共同の利益を向上させ、それを当社の株式の価値に適正に反映させていくことにより、当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうおそれのある株式の大量買付けは困難になるものと考えられます。したがって、上記b.の取り組みは、上記a.の基本方針に沿うものであり、株主共同の利益を損なうものではなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

e. 上記c.の取り組みについての取締役会の判断

上記c.の取り組みは、十分な情報の提供と十分な検討等の期間の確保の要請に応じない大量買付者、および当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なう大量買付行為を行おうとする大量買付者に対して対抗措置を発動できることとしております。したがって、上記c.の取り組みは、これらの大量買付者による大量買付行為を防止するものであり、上記a.の基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みであります。また、上記c.の取り組みは、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、大量買付者に対して、当該大量買付者が実施しようとする大量買付行為に関する必要な情報の事前の提供、およびその内容の評価・検討等に必要な期間の確保を求めするために導入されるものです。さらに、上記c.の取り組みにおいては、株主意思の重視、合理的な客観的要件の設定、特別委員会の設置等の当社取締役会の恣意的な判断を排し、上記c.の取り組みの合理性を確保するための様々な制度および手続が確保されているものです。

したがって、上記c.の取り組みは上記a.の基本方針に沿うものであり、株主共同の利益を損なうものではなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

(4) 研究開発活動

当第1四半期連結会計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は、3,824百万円です。

なお、当第1四半期連結会計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第1四半期連結会計期間において、前連結会計年度末に計画した重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	1,000,000,000
計	1,000,000,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在発行数(株) (平成20年6月30日)	提出日現在発行数(株) (平成20年8月14日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	382,863,603	382,863,603	東京証券取引所 (市場第一部) 大阪証券取引所 (市場第一部)	-
計	382,863,603	382,863,603	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりです。

平成14年6月27日定時株主総会決議

	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数(個)	776
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	388,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 825
新株予約権の行使期間	自平成16年6月28日 至平成24年6月27日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 825 資本組入額 413
新株予約権の行使の条件	権利行使時において当社ならびに当社の子会社の取締役、監査役および従業員であることを要するものとする。ただし、当社の取締役、監査役もしくは理事または当社の主要子会社(注)の社長の地位にあった者については、退任、定年退職後においても行使することができるものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡、質入その他の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注) クラレエンジニアリング株式会社、クラレケミカル株式会社、クラレトレーディング株式会社、クラレプラスチック株式会社、クラレ不動産株式会社、クラレテクノ株式会社、株式会社テクノソフト、Kuraray America, Inc.、Eval Company of America(平成20年1月 Kuraray America, Inc.と合併)、Kuraray Europe GmbH、EVAL Europe N.V.およびKuraray Specialities Europe GmbH(平成18年9月 Kuraray Europe GmbHと合併)の12社をいう。

平成15年6月26日定時株主総会決議

	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数(個)	2,898
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,449,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 918
新株予約権の行使期間	自平成17年6月27日 至平成25年6月26日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 918 資本組入額 459
新株予約権の行使の条件	権利行使時において当社ならびに当社の子会社の取締役、監査役、執行役員もしくは従業員であることを要するものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡、質入その他の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

会社法第238条第1項、第2項及び第240条第1項に基づき発行した新株予約権は、次のとおりです。
平成19年5月16日取締役会決議

	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数(個)	65
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	32,500
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1
新株予約権の行使期間	自平成19年6月6日 至平成34年6月5日 ただし、行使期間の最終日が会社の休日にあたるときは、その前営業日を最終日とする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,319 資本組入額 660
新株予約権の行使の条件	(注1)
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注2)

(注1) 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、取締役については取締役の地位を、執行役員については執行役員の地位を、それぞれ喪失した日の翌日(以下「権利行使開始日」という。)から10日間に限り、新株予約権を行使することができる。
上記に関わらず、新株予約権者が平成34年5月6日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合には、その翌営業日から上記の「新株予約権の行使期間」の満了日までの期間に限り新株予約権を行使することができるものとする。

株主総会又は取締役会の決議により、当社が新株予約権を無償で取得することとした場合(注1-1)には、その無償取得日以前の、別途取締役会において定める期間、新株予約権者は新株予約権を行使することができるもの

とする。

新株予約権者が死亡した場合、その相続人は、下記に掲げる「新株予約権割当契約書」に定める条件に従って、新株予約権を行使できるものとする。

その他権利行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

(注1-1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約若しくは新設分割計画又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画の承認の議案が、当社の株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、これらを承認する当社の取締役会決議がなされた場合)は、当社の取締役会が別途定める日をもって、当社は同日時点で残存する新株予約権の全てを無償で取得することができる。

(注2) 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに交付するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使により交付される再編対象会社の株式1株当たりの再編後払込金額を1円とし、これに上記に従って決定される新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権の行使期間

組織再編行為の効力発生日から上記の新株予約権の行使期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額

会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要する。

新株予約権の取得条項

上記(注1-1)に準じて決定する。

その他の新株予約権の行使の条件

上記(注1)に準じて決定する。

平成20年5月20日取締役会決議

	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数(個)	105
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	52,500
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1
新株予約権の行使期間	自平成20年6月11日 至平成35年6月10日 ただし、行使期間の最終日が会社の休日にあたる ときは、その前営業日を最終日とする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,265 資本組入額 633
新株予約権の行使の条件	(注1)
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の 決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注2)

(注1) 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、取締役については取締役の地位を、執行役員については執行役員の地位を、それぞれ喪失した日の翌日(以下「権利行使開始日」という。)から10日間に限り、新株予約権を行使することができる。
上記に関わらず、新株予約権者が平成35年5月11日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合には、その翌営業日から上記の「新株予約権の行使期間」の満了日までの期間に限り新株予約権を行使することができるものとする。
株主総会又は取締役会の決議により、当社が新株予約権を無償で取得することとした場合(注1-1)には、その無償取得日以前の、別途取締役会において定める期間、新株予約権者は新株予約権を行使することができるものとする。
新株予約権者が死亡した場合、その相続人は、下記に掲げる「新株予約権割当契約書」に定める条件に従って、新株予約権を行使できるものとする。
その他権利行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

(注1-1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約若しくは新設分割計画又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画の承認の議案が、当社の株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、これらを承認する当社の取締役会決議がなされた場合)は、当社の取締役会が別途定める日をもって、当社は同日時点で残存する新株予約権の全てを無償で取得することができる。

(注2) 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに交付するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使により交付される再編対象会社の株式1株当たりの再編後払込金額を1円とし、これに上記に従って決定される新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権の行使期間

組織再編行為の効力発生日から上記の新株予約権の行使期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額

会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要する。

新株予約権の取得条項

上記（注1 - 1）に準じて決定する。

その他の新株予約権の行使の条件

上記（注1）に準じて決定する。

（3）【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

（4）【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数 (株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増減額 (百万円)	資本準備金残高 (百万円)
平成20年4月1日～ 平成20年6月30日	-	382,863,603	-	88,955	-	87,098

（5）【大株主の状況】

平成20年7月8日付で日本生命保険相互会社及びそのグループ会社1社から大量保有報告書（変更報告書）の提出があり、平成20年6月30日現在で以下の株式を保有している旨の報告を受けていますが、株主名簿の記載内容が確認できないため、当社として実質所有株式数の確認ができません。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合 (%)
日本生命保険相互会社	大阪府大阪市中央区今橋3丁目5-12	15,317	4.00
ニッセイアセット マネジメント株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目6-6	2,690	0.70
計	-	18,007	4.70

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため記載することができないことから、直前の基準日（平成20年3月31日）に基づく株主名簿による記載をしています。

【発行済株式】

平成20年6月30日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式（自己株式等）	-	-	-
議決権制限株式（その他）	-	-	-
完全議決権株式（自己株式等）	普通株式 34,642,000	-	-
完全議決権株式（その他）(注)	普通株式346,012,000	692,024	-
単元未満株式	普通株式 2,209,603	-	1単元(500株)未満の株式です。
発行済株式総数	382,863,603	-	-
総株主の議決権	-	692,024	-

(注) 証券保管振替機構名義株式は「完全議決権株式（その他）」の欄に4,500株（議決権の数9個）を含めて記載しています。

【自己株式等】

平成20年6月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（%）
株式会社クラレ	岡山県倉敷市酒津1621番地	34,642,000	-	34,642,000	9.05
計	-	34,642,000	-	34,642,000	9.05

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成20年4月	平成20年5月	平成20年6月
最高（円）	1,280	1,371	1,347
最低（円）	1,189	1,236	1,200

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものです。

3 【役員状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動は、次のとおりです。

- (1) 新任役員
該当事項はありません。
- (2) 退任役員
該当事項はありません。
- (3) 役職の異動

新役名及び職名		旧役名及び職名		氏名	異動年月日
取締役（専務執行役員）	開発・技術統括管掌、環境安全センター管掌	取締役（専務執行役員）	開発・技術統括管掌	蜷川 洋一	平成20年6月20日

第5【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号、以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しています。

なお、四半期連結財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成20年8月7日内閣府令第50号）附則第7条第1項第5号ただし書きにより、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しています。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第1四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、あらた監査法人による四半期レビューを受けています。

1【四半期連結財務諸表】
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日)	前連結会計年度末に係る要約 連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	14,320	11,109
受取手形及び売掛金	90,780	95,472
有価証券	-	2,062
商品及び製品	50,929	50,834
仕掛品	10,387	11,455
原材料及び貯蔵品	11,822	10,244
繰延税金資産	5,262	7,362
その他	8,346	8,764
貸倒引当金	960	1,021
流動資産合計	190,888	196,282
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	² 34,339	33,853
機械装置及び運搬具(純額)	² 106,550	110,229
土地	² 18,988	19,094
建設仮勘定	25,591	26,510
その他(純額)	4,510	2,674
有形固定資産合計	¹ 189,981	192,362
無形固定資産		
のれん	26,481	28,596
その他	4,991	5,411
無形固定資産合計	31,472	34,008
投資その他の資産		
投資有価証券	54,271	51,590
長期貸付金	370	392
繰延税金資産	3,331	3,538
前払年金費用	7,513	7,540
その他	4,832	4,962
貸倒引当金	310	311
投資その他の資産合計	70,009	67,712
固定資産合計	291,464	294,083
資産合計	482,352	490,365

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日)	前連結会計年度末に係る要約 連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	35,598	39,170
短期借入金	14,003	11,997
コマーシャル・ペーパー	3,000	-
未払法人税等	1,853	8,826
賞与引当金	4,295	6,716
その他の引当金	49	66
その他	23,684	22,296
流動負債合計	82,484	89,074
固定負債		
社債	10,000	10,000
長期借入金	16,324	11,954
繰延税金負債	6,088	5,686
退職給付引当金	13,756	12,959
役員退職慰労引当金	138	191
その他	11,977	15,665
固定負債合計	58,286	56,457
負債合計	140,771	145,532
純資産の部		
株主資本		
資本金	88,955	88,955
資本剰余金	87,228	87,228
利益剰余金	191,848	189,282
自己株式	40,867	40,919
株主資本合計	327,164	324,547
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	7,603	6,895
繰延ヘッジ損益	183	18
為替換算調整勘定	3,656	10,427
評価・換算差額等合計	11,443	17,341
新株予約権	109	69
少数株主持分	2,864	2,875
純資産合計	341,581	344,833
負債純資産合計	482,352	490,365

(2) 【四半期連結損益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	当第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)
売上高	99,950
売上原価	70,289
売上総利益	29,661
販売費及び一般管理費	
販売費	4,794
一般管理費	13,199
販売費及び一般管理費合計	17,994
営業利益	11,666
営業外収益	
受取利息	99
受取配当金	322
その他	451
営業外収益合計	872
営業外費用	
支払利息	247
持分法による投資損失	20
出向者労務費差額負担	277
その他	765
営業外費用合計	1,310
経常利益	11,228
特別利益	
投資有価証券売却益	878
特別利益合計	878
特別損失	
たな卸資産評価損	1,153
投資有価証券評価損	49
固定資産廃棄損	40
特別損失合計	1,243
税金等調整前四半期純利益	10,863
法人税、住民税及び事業税	1,846
法人税等調整額	2,457
法人税等合計	4,304
少数株主利益	24
四半期純利益	6,535

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位 : 百万円)

当第1四半期連結累計期間
(自 平成20年4月1日
至 平成20年6月30日)

営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前四半期純利益	10,863
減価償却費	8,264
固定資産廃棄損	40
投資有価証券売却損益 (は益)	878
投資有価証券評価損	49
たな卸資産評価損	1,153
売上債権の増減額 (は増加)	3,734
たな卸資産の増減額 (は増加)	3,199
仕入債務の増減額 (は減少)	3,397
その他	3,153
小計	13,477
法人税等の支払額	8,109
その他	1,094
営業活動によるキャッシュ・フロー	6,462
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形及び無形固定資産の取得による支出	9,909
投資有価証券の取得による支出	2,413
有価証券及び投資有価証券の売却及び償還による収入	1,071
その他	190
投資活動によるキャッシュ・フロー	11,060
財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入金の純増減額 (は減少)	2,221
コマーシャル・ペーパーの増減額 (は減少)	3,000
長期借入れによる収入	4,369
配当金の支払額	3,830
その他	165
財務活動によるキャッシュ・フロー	5,595
現金及び現金同等物に係る換算差額	453
現金及び現金同等物の増減額 (は減少)	543
現金及び現金同等物の期首残高	12,189
新規連結に伴う現金及び現金同等物の増加額	687
現金及び現金同等物の四半期末残高	13,420

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	<p>当第1四半期連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)</p>
<p>1. 連結の範囲に関する事項の変更</p>	<p>(1) 連結の範囲の変更 当第1四半期連結会計期間より、可樂麗国際貿易(上海)有限公司及び可樂麗貿易(上海)有限公司は、重要性が増したため、連結の範囲に含めています。また、Eval Company of America及びSEPTON Company of Americaは、平成20年1月1日をもって連結子会社であるKuraray America, Inc.と合併したため、連結の範囲から除外しています。</p> <p>(2) 変更後の連結子会社の数 34社</p>
<p>2. 会計処理基準に関する事項の変更</p>	<p>(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法の変更 たな卸資産 通常の販売目的で保有するたな卸資産については、従来、主として総平均法による原価法によっており、一定の延滞期間を超えるものは、定期的に簿価を切り下げる方法を採用していましたが、当第1四半期連結会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 平成18年7月5日)が適用されたことに伴い、主として総平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)により算定しています。 これにより、従来の方法と比較して、営業利益及び経常利益はそれぞれ7百万円増加し、税金等調整前四半期純利益は、1,146百万円減少しています。 また、従来、収益性の低下に伴う「たな卸資産処分損」は営業外費用に計上していましたが、販売活動を行う上で不可避免的に発生したものであるため、同基準の適用を契機として当第1四半期連結会計期間より売上原価に計上する方法に変更しています。 なお、この変更が、営業利益に与える影響は軽微であり、経常利益及び税金等調整前四半期純利益に与える影響はありません。</p> <p>(2) 「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」の適用 当第1四半期連結会計期間より、「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第18号 平成18年5月17日)を適用し、連結決算上必要な修正を行っています。 なお、この変更が、営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益に与える影響は軽微です。</p> <p>(3) リース取引に関する会計基準の適用 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっていましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度に係る四半期連結財務諸表から適用することができることになったことに伴い、当第1四半期連結会計期間からこれらの会計基準等を適用し、通常の売買取引に係る会計処理によっています。また、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。 なお、この変更が、営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益に与える影響はありません。</p>

	当第1四半期連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)
2. 会計処理基準に関する事項 の変更	(追加情報) (有形固定資産の耐用年数の変更) 当社及び一部の連結子会社は、平成20年度の法人税法の改正に伴う法定耐用年数及び資産区分の見直しに伴い、当第1四半期連結会計期間より、一部の機械装置の耐用年数を変更しています。 なお、この変更が、営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益に与える影響は軽微です。

【簡便な会計処理】

	当第1四半期連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)
重要性が乏しい連結会社における簡便な会計処理	連結財務諸表における重要性が乏しい一部の連結子会社は、四半期財務諸表における税金費用の計算にあたり、税引前四半期純利益に前年度の損益計算書における税効果会計適用後の法人税等の負担率を乗じて計算しています。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

当社及び連結子会社において四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理はありません。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
1 有形固定資産の減価償却累計額 450,347百万円	1 有形固定資産の減価償却累計額 447,253百万円
2 有形固定資産の取得価額から控除している国庫補助金等の受入による圧縮記帳累計額 建物及び構築物 1,713百万円 機械装置及び運搬具 500百万円 (うち当第1四半期連結会計期間控除 88百万円) 土地 1,257百万円 その他 31百万円 (うち当第1四半期連結会計期間控除 1百万円)	2 有形固定資産の取得価額から控除している国庫補助金等の受入による圧縮記帳累計額 建物及び構築物 1,713百万円 (うち当連結会計年度控除 53百万円) 機械装置及び運搬具 413百万円 (うち当連結会計年度控除 171百万円) 土地 1,257百万円 その他 30百万円 (うち当連結会計年度控除 11百万円)
3 保証債務 連結会社以外の会社の銀行借入に対し、債務保証(保証予約を含む。)を行っています。 社会福祉法人 石井記念愛染園(連帯保証) 2,170百万円 可樂麗魔術粘扣帯(上海)有限公司他1社 108百万円 (うち外貨建 2社 RMB 7,000千)	3 保証債務 連結会社以外の会社の銀行借入に対し、債務保証(保証予約を含む。)を行っています。 社会福祉法人 石井記念愛染園(連帯保証) 2,202百万円 可樂麗魔術粘扣帯(上海)有限公司他1社 99百万円 (うち外貨建 2社 RMB 7,000千)
計 2,279百万円	計 2,302百万円

(四半期連結損益計算書関係)

当第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	
1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりです。	
運賃及び保管料	3,332百万円
研究開発費	3,726
給料等	3,268
賞与引当金繰入額	932
退職給付費用	319

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	
現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成20年6月30日現在)	
現金及び預金勘定	14,320百万円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	900百万円
現金及び現金同等物	13,420百万円

(株主資本等関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成20年6月30日)及び当第1四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

- 発行済株式の種類及び総数
普通株式 382,863千株
- 自己株式の種類及び株式数
普通株式 34,597千株
- 新株予約権等に関する事項
ストック・オプションとしての新株予約権
新株予約権の四半期連結会計期間末残高 親会社 109百万円

4. 配当に関する事項
(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成20年6月19日 定時株主総会	普通株式	3,830	11.00	平成20年3月31日	平成20年6月20日	利益剰余金

(2) 基準日が当連結会計年度の開始の日から当四半期連結会計期間末までに属する配当のうち、配当の効力発生日が当四半期連結会計期間の末日後となるもの
該当事項はありません。

- 当第1四半期連結会計期間において株主資本の金額に著しい変動はありません。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

当第1四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

(百万円)

	化成品・樹脂	繊維	機能材料・ メディカル他	計	消去又は 全社	連結
売上高						
(1) 外部顧客に対する売上高	61,823	23,804	14,322	99,950	-	99,950
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	37	144	2,908	3,090	(3,090)	-
計	61,860	23,948	17,231	103,040	(3,090)	99,950
営業利益	12,763	1,344	1,099	15,208	(3,541)	11,666

(注) 1. 事業区分は、売上集計区分によっています。

2. 各事業の主な製品

- (1) 化成品・樹脂ポパール樹脂・フィルム、PVB樹脂・フィルム、エチレンビニルアルコール樹脂<エパール>、イソプレン、ファインケミカル、メタクリル樹脂、樹脂加工品他
- (2) 繊維ビニロン、人工皮革<クラリーノ>、乾式不織布<クラフレックス>、面ファスナー<マジックテープ>、ポリエステル、テキスタイル他
- (3) 機能材料・メディカル他メディカル製品、機能材料、活性炭、高機能膜、エンジニアリング他

3. 会計処理の方法の変更

(棚卸資産の評価に関する会計基準)

通常の販売目的で保有するたな卸資産については、従来、主として総平均法による原価法によっており、一定の延滞期間を超えるものは、定期的に簿価を切り下げる方法を採用していましたが、当第1四半期連結会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 平成18年7月5日)が適用されたことに伴い、主として総平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)により算定しています。

また、従来、収益性の低下に伴う「たな卸資産処分損」は営業外費用に計上していましたが、販売活動を行う上で不可避免的に発生したものであるため、同基準の適用を契機として当第1四半期連結会計期間より売上原価に計上する方法に変更しています。

なお、これらの変更が、各セグメントに与える影響は軽微です。

(連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い)

当第1四半期連結会計期間より、「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第18号 平成18年5月17日)を適用し、連結決算上必要な修正を行っております。

なお、この変更が、各セグメントに与える影響は軽微です。

4. 追加情報

(有形固定資産の耐用年数の変更)

当社及び一部の連結子会社は、平成20年度の法人税法の改正に伴う法定耐用年数及び資産区分の見直しに伴い、当第1四半期連結会計期間より、一部の機械装置の耐用年数を変更しています。

なお、この変更が、各セグメントに与える影響は軽微です。

【所在地別セグメント情報】

当第1四半期連結累計期間（自平成20年4月1日至平成20年6月30日）

（百万円）

	日本	北米	欧州	アジア	計	消去又は全社	連結
売上高							
(1)外部顧客に対する売上高	66,111	7,620	20,642	5,576	99,950	-	99,950
(2)セグメント間の内部売上高又は振替高	6,447	1,149	896	42	8,536	(8,536)	-
計	72,558	8,770	21,539	5,618	108,486	(8,536)	99,950
営業利益	11,696	362	2,362	132	14,553	(2,886)	11,666

(注) 1. 国又は地域は、地理的近接度により北米、欧州、アジアに区分しています。

2. 各区分に属する主な国又は地域の内訳は、次の通りです。

- (1)北米アメリカ
- (2)欧州ドイツ、ベルギー
- (3)アジアシンガポール、香港

3. 会計処理の方法の変更

（棚卸資産の評価に関する会計基準）

通常の販売目的で保有するたな卸資産については、従来、主として総平均法による原価法によっており、一定の延滞期間を超えるものは、定期的に簿価を切り下げる方法を採用していましたが、当第1四半期連結会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号 平成18年7月5日）が適用されたことに伴い、主として総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）により算定しています。

また、従来、収益性の低下に伴う「たな卸資産処分損」は営業外費用に計上していましたが、販売活動を行う上で不可避免的に発生したものであるため、同基準の適用を契機として当第1四半期連結会計期間より売上原価に計上する方法に変更しています。

なお、これらの変更が、各セグメントに与える影響は軽微です。

（連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い）

当第1四半期連結会計期間より、「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」

（実務対応報告第18号 平成18年5月17日）を適用し、連結決算上必要な修正を行っております。

なお、この変更が、各セグメントに与える影響は軽微です。

4. 追加情報

（有形固定資産の耐用年数の変更）

当社及び一部の連結子会社は、平成20年度の法人税法の改正に伴う法定耐用年数及び資産区分の見直しに伴い、当第1四半期連結会計期間より、一部の機械装置の耐用年数を変更しています。

なお、この変更が、各セグメントに与える影響は軽微です。

【海外売上高】

当第1四半期連結累計期間（自平成20年4月1日至平成20年6月30日）

	北米	欧州	アジア	その他の地域	計
海外売上高（百万円）	7,988	21,627	19,763	1,936	51,316
連結売上高（百万円）	-	-	-	-	99,950
連結売上高に占める海外売上高の割合（%）	8.0	21.6	19.8	1.9	51.3

（注）1．国又は地域は、地理的近接度により北米、欧州、アジア、その他に区分しています。

2．各区分に属する主な国又は地域の内訳は、次の通りです。

- (1) 北米 アメリカ、カナダ
(2) 欧州 ドイツ、イギリス
(3) アジア 中国、韓国
(4) その他 中南米地域、アフリカ地域

3．海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高です。

（デリバティブ取引関係）

当第1四半期連結会計期間末（平成20年6月30日）

対象物の種類が通貨であるデリバティブ取引が、事業の運営において重要なものとなっており、かつ、前連結会計年度の末日に比べて著しい変動が認められます。

対象物の種類	取引の種類	契約額等（百万円）	時価（百万円）	評価損益（百万円）
通貨	為替予約取引	22,784	2,474	2,474
通貨	スワップ取引	8,714	1,884	1,884
合計		31,499	4,358	4,358

（注）1．ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は除いています。

2．上記のデリバティブ取引は、連結会社間の取引を対象としたヘッジ及び外貨建売上債権ならびに外貨建買入債務を対象とした為替予約に関して、デリバティブ取引の原則的処理を採用したことによりヘッジ会計が適用されなかったものです。

（1株当たり情報）

1．1株当たり純資産額

当第1四半期連結会計期間末 （平成20年6月30日）	前連結会計年度末 （平成20年3月31日）
1株当たり純資産額	972.27円
1株当たり純資産額	981.82円

2．1株当たり四半期純利益金額等

当第1四半期連結累計期間 （自平成20年4月1日 至平成20年6月30日）	
1株当たり四半期純利益金額	18.77円
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	18.73円

（注）1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりです。

	当第1四半期連結累計期間 （自平成20年4月1日 至平成20年6月30日）
1株当たり四半期純利益金額	
四半期純利益（百万円）	6,535
普通株主に帰属しない金額（百万円）	-
普通株式に係る四半期純利益（百万円）	6,535
期中平均株式数（千株）	348,236

	当第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	
四半期純利益調整額(百万円)	-
(うち支払利息(税額相当額控除後))	-
(うち事務手数料(税額相当額控除後))	-
普通株式増加数(千株)	683
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	-

(重要な後発事象)
該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成20年 8月14日

株式会社クラレ
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 仲澤 孝宏

指定社員
業務執行社員 公認会計士 北川 哲雄

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社クラレの平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析の手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社クラレ及び連結子会社の平成20年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更に会計処理基準に関する事項の変更として記載されているとおり、会社は当第1四半期連結会計期間から「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号 平成18年7月5日）を適用している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。